

農林水産商工常任委員会資料

(平成25年11月27日)

項目	ページ
1 鳥取県の経済雇用情勢について	【商工政策課】……………1
2 平成25年度第1回中国地方産業競争力協議会の結果について	【商工政策課】……………3
3 WELLCOM (ウェルコム) 株式会社の米子市進出に係る調印式の開催について	【立地戦略課】……………11
4 株式会社源吉兆庵の鳥取市進出に係る調印式の開催について	【立地戦略課】……………13
5 崎津工業団地の移管について	【立地戦略課】……………15
6 デンバジャパン株式会社の営業停止について	【立地戦略課】……………別紙
7 菅公学生服株式会社の大山町への進出について	【立地戦略課】……………16
8 とっとりバイオフィロンティアの指定管理者審査要項(案)の概要について	【経済産業総室(産業振興室)】……………17
9 第14回GTI諮問委員会の参加結果について	【経済産業総室(通商物流室)】……………20
10 第18回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット及び関連事業の開催結果(経済関係)について	【経済産業総室(通商物流室)】……………25
11 タイにおける知事トップセールスの結果概要について	【経済産業総室(通商物流室)】……………29
12 緊急雇用対策会議の開催について	【雇用人材総室(就業支援室)】……………別紙
13 県産品の利用促進(とっとり県産品登録制度)について	【食のみやこ推進課】……………32

商 工 労 働 部

鳥取県の経済雇用情勢について

平成25年11月27日
商工政策課

県経済の動向 [平成25年8月～9月の主要指標をもとに]

○県内経済は、持ち直しの動きが続く。

- ・需要面 個人消費は、全体として引き続き弱い動き。
- ・産業面 鉱工業生産は、依然低水準で横ばい圏内の動きが続くも、2か月連続プラス。
- ・雇用面 有効求人倍率は、改善の動きが続く。

鳥取県の主な経済指標

1 需要面（販売額等の推移）

足下の消費（8月）は、乗用車が12か月ぶりに前年比プラスとなるも、大型小売店販売額及びホームセンター・家電量販店がマイナスとなるなど、消費全体としては依然として弱い動きが続いている。

【大型小売店販売額】								(億円、%)	
								(百万円、%)	
		25年3月	4月	5月	6月	7月	8月	25年7月	8月
鳥取県	販売額	5,006	4,752	4,806	4,981	5,159	5,333	17,127	15,823
	前年比	+2.1	△2.3	△3.4	+3.1	+0.2	△2.2	△1.6	△0.1

(注) 販売額は全店舗ベース、前年比は店舗調整後。

(資料: 「大型小売店販売動向」経済産業省)

〔その他の消費関係指標の前年比(%)の推移〕

	25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
乗用車新規登録台数	△5.7	△9.6	△7.9	△2.2	△17.1	△15.0	△3.1	+20.8
ホームセンター・家電量販店販売額	+1.1	△1.0	△10.2	△3.2	+3.4	△10.0	△0.3	—

(資料: 「乗用車新規登録台数」中国運輸局、「専門量販店販売動向」経済産業省)

※エコカー補助金終了(H24.9)後の反動減の影響がなくなり、H25.9の自動車新車登録台数は20.8%の大幅増となった。

2 産業面（生産指数の推移）

鉱工業生産指数（8月）は、低水準かつ横ばい圏内の状態が続くなか、主要部門で「食料品・たばこ」「電気機械」「金属製品」などが増加したことにより、2か月連続のプラスとなった。

【鉱工業生産指数(鳥取県 H17=100、全国 H22=100)】								(前月、前年比: %)		
								(前月、前年比: %)		
		25年3月	4月	5月	6月	7月	8月	25年6月	7月	8月
鳥取県	生産指数(季調整)	67.7	71.1	73.1	62.6	65.2	68.7	94.7	97.9	97.0
	前月比(季調整)	+1.8	+5.0	+2.8	△14.4	+4.2	+5.4	△3.1	+3.4	△0.9
	前年比(原指数)	△20.2	△5.2	△6.4	△14.5	+0.7	+0.9	△4.6	+1.8	△0.4

(資料: 「鳥取県鉱工業指数月報」県統計課、「鉱工業指数」経済産業省)

3 雇用面（有効求人倍率の推移）

有効求人倍率（9月）は、0.89倍（季節調整済）と、前月を0.01ポイント上回った。前月に比べ、有効求人数（季節調整済）は1.8%増加し、有効求職者数（季節調整済）は0.8%増加した。平成25年5月以降5か月連続で0.8倍を上回る倍率が続いている。なお、特に製造業では持ち直しの動きが見られるものの、短期間雇用が多いため、正社員求人については依然として厳しい状況が続いている。

〔人材が不足の主な職業〕 接客・給仕職業、看護師・保健師・助産師、建築・土木・測量技術者など

〔雇用の場が不足の職業〕 一般事務員、機械組立の職業、その他の運搬・清掃・包装等の職業など

								25年8月		9月
鳥取県	有効求人倍率	0.79	0.82	0.85	0.89	0.88	0.89	0.95	0.95	
	前年同月	0.70	0.69	0.70	0.71	0.70	0.71	0.81	0.81	

(資料: 「鳥取県内の雇用情勢について」、 「労働市場月報」鳥取労働局)

<地区別の有効求人倍率（原数値）の推移>

	25年4月	5月	6月	7月	8月	9月
鳥取	0.60	0.59	0.62	0.69	0.73	0.84
倉吉	0.78	0.79	0.91	0.98	1.04	1.02
米子	0.82	0.82	0.87	0.93	0.97	0.98

4 企業倒産状況の推移

平成25年10月の倒産企業は7件、負債額1,042百万円であり、このうち負債2億円以上又は従業員10人以上の倒産企業は2件（製造業、情報通信運輸業）であった。

（単位：件・百万円・人）

区分・月	23年計	24.1~3	4~6	7~9	10~12	24年計	25.1~3	4~6	7~9	10	
鳥取県	件数	46	14	20	9	5	48	8	10	11	7
	負債額	14,574	3,276	5,252	1,026	284	9,838	845	3,332	3,820	1,042
	従業員数	628	123	102	56	11	292	49	111	128	108

（資料：「企業倒産状況」東京商工リサーチ）

5 設備投資の動向

平成25年8月1日時点での、設備投資（1千万円以上）の動向は、足下の平成25年7~9月期では30%の事業所（製造業及び非製造業を含む全産業）が「実施した（する）」と回答し、前期（平成24年7~9月期）から3ポイント上昇した。先行き平成25年10~12月期の設備投資を「実施する」事業所は26%と減少する見通しである。

〔設備投資した事業所の割合（全産業）〕

2.2%（H24.4~6）→2.7%（H24.7~9）→3.0%（H24.10~12）→2.5%（H25.1~3）→2.1%（H25.4~6）→3.0%（H25.7~9）

（資料：「鳥取県経営者見通し調査（平成25年8月1日実施）」鳥取県統計課）

6 各機関の景況分析

<日本銀行松江支店（11月1日公表）>

山陰両県の景気は、緩やかに回復している。

- ・生産は、緩やかに増加している。
- ・個人消費は、底堅く推移している。
- ・公共投資は、引き続き増加している。
- ・設備投資は、企業収益が改善するもとの、緩やかに増加している。
- ・住宅投資は、持ち直しが明確になっている。
- ・所得環境は、なお厳しいが、労働需給は緩やかな改善を続けている。

<鳥取財務事務所（10月公表）>

県内経済は、持ち直しに向けた動きがみられる。なお、足下では、輸出環境の改善などを背景に企業から徐々に受注が回復しているとの声が聞かれており、引き続き持ち直しに向けた動きが見られる。

- ・個人消費は、弱含んでいる。
- ・生産活動は、下げ止まりつつある。
- ・雇用情勢は、厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。
- ・設備投資 25年度は前年度を上回る見通し。
- ・企業収益 25年度通期は増益見通し。

平成 25 年度第 1 回中国地方産業競争力協議会の結果について

平成 25 年 11 月 27 日
企 画 課
商 工 政 策 課
農 政 課

11 月 20 日（水）、島根県松江市で開催された平成 25 年度第 1 回中国地方産業競争力協議会の結果概要は、次のとおりです。

- 1 開催日 11 月 20 日（水） 13:45～16:15
- 2 開催場所 ホテル一畑「平安の間」
- 3 出席者 [委員] 中国地方 5 県知事（山口県は副知事代理）、有識者、企業経営者等
（計 19 名）
[オブザーバー等] 内閣官房地方産業競争力協議会副議長、国の地方支分部局 9 機関の長
- 4 主な内容

（1）会長の選任

○中国地方産業競争力協議会の規約を承認し、平井知事（中国地方知事会長）を会長に選任した。

（2）緊急アピール

○国の経済政策（アベノミクス）効果が中国地方まで十分に波及していない実情を踏まえ、国の予算編成に向け、地域経済の再生に向けた緊急アピールを採択した。

（3）中国地方の地域戦略の検討

○各県から選出された商工業、農業、観光の各分野及び有識者の委員が、地域の実情に合った産業戦略や経済活性化策について具体的な提案を行った。

[主な意見]

◇商工業

- ・中小企業も海外進出が不可欠。国による中小企業の海外進出に対する支援、国内での知的生産性や付加価値向上に向けた技術的支援等が必要。
- ・中小企業個々の力とグループの力を発揮する必要がある。1 社が核受注して、それを分割して処理し、ニーズに応える。共同受注ネットワークから新たな仕事生まれる。
- ・中国地方の医学部長、病院長から成る新たなコンソーシアムを形成し、ものづくりへの橋渡しをして、中国地方発の医療のイノベーションを起こしていきたい。
- ・支援機関の底上げをし、中小企業、小規模事業者の支援に力をいれていただきたい。

◇農業

- ・単に産業政策として農業を語るのではなく、国土保全や環境、農山漁村の集落をどのように維持していくのかといった農業の多面的機能を関連付けて議論を進めてほしい。
- ・中国地方は、季節を変えていろいろな農水産物がある。5 県が協力して、一年を通じた輸出を行ってはどうか。また、5 県共同の物産展を海外、国内で行ってはどうか。
- ・限界集落は切実な問題。集落法人の今後について話し合う場づくりをお願いしたい。

◇観光

- ・陰陽を結ぶ二つの自動車道が開通したことから、新たな陰陽の交通拠点を結ぶ広域観光ルートの確立を提案したい。

- ・中国地方全体を結んだ周遊ルートをつくる上で重要なのがアクセスの問題。もっとアクセスをよくしてほしい。
- ・東京オリンピックで外国人観光客も多くなる。インバウンドを考えていただきたい。
- ・中国地方（全体）のブランドイメージを作り上げて、世界へ発信すべき。
- ・県外、国外への情報発信も重要であるが、地元の意識改革も必要。

◇インフラ整備

- ・インフラ整備は土地の性格を変え、利便性を一気に高める。そのような認識のもと、整備をさらに進めていただきたい。
- ・物流の効率化と人流の円滑化に資する高速道路のさらなる有効活用、機能強化が重要。

〔参考〕中国地方産業競争力協議会の概要

1 設置根拠

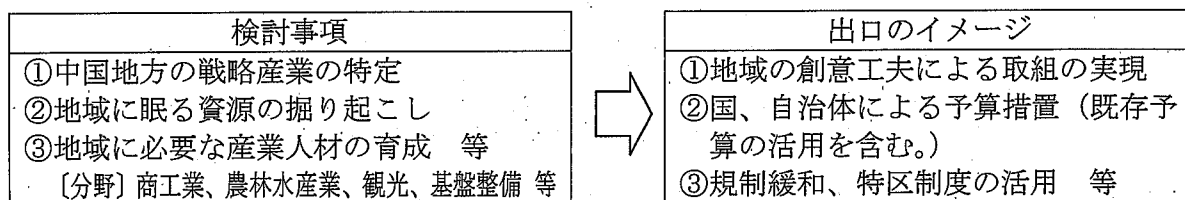
国の「日本再興戦略」(H25. 6. 14 策定)において、全国各地の地域に根ざした生の声を反映するため、地方産業競争力協議会（仮称）の設置が定められ、安倍首相から秋に設置する意向を表明。

<p>【日本再興戦略 —JAPAN is BACK—】</p> <p>6. 中小企業・小規模事業所の革新</p> <p>①地域のリソースの活用・結集・ブランド化</p> <p>○地方産業競争力協議会（仮称）の設置</p> <p>・全国各地の地域に根ざした「生の声」を反映していくため、<u>地域ブロックごとに、地域を支える企業の経営者等をメンバーとする「地方産業競争力協議会（仮称）」を設置する。</u>同協議会においては、地域ごとの戦略産業を特定し、地域に眠る資源の掘り起こし、地域に必要な産業人材の育成に係る戦略等を定め、本戦略の地域における展開状況と併せて、定期的にフォローアップする。</p>
--

2 設置趣旨（中国地方）

地域独自の創意を生かし、主体的に地域の産業競争力強化等に関する検討を行うとともに、検討の内容を適時適切に国の政策決定プロセスに反映していくため、中国地方における地方産業競争力協議会を設置する。

3 検討事項



4 組織及び構成

- ①協議会は、中国地方の企業経営者、有識者、自治体代表の22人により構成する。
- ②検討事項の素案作成等を行うため、協議会の下に、中国5県、国の関係地方支分部局による事務レベルの幹事会を設置する。
- ③事務局は、中国地方知事会及び中国経済産業局の共同事務局とする。

5 開催頻度

- ①平成25年度は第1回を11月20日に、その後年度末にかけて2回程度開催する。
- ②平成26年度以降は、地域戦略のフォローアップのため、半年に1回程度開催する。

中国地方産業競争力協議会 委員名簿

氏名	職名	県別
いとう がくひと 伊藤 學人	株式会社イトー 代表取締役社長	広島
かじたに しゅんすけ 梶谷 俊介	岡山トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長	岡山
かしわばら しんじ 柏原 伸二	株式会社カシワバラ・コーポレーション 代表取締役社長	山口
かない せい太 金井 誠太	マツダ株式会社 代表取締役副会長（中国経済連合会 副会長）	広島
からき たかし 柄木 孝志	特定非営利活動法人 大山中海観光推進機構 理事	鳥取
くろだ としゆき 黒田 季之	株式会社ブックス 代表取締役	岡山
こしの すみこ 古志野純子	島根県中小企業団体女性協議会 副会長	島根
ささき ひろこ 佐々木裕子	湯郷温泉 旅館「季譜の里」女将	岡山
しみず てるみつ 清水 昭允	株式会社 清水 代表取締役社長	鳥取
すがた ひろふみ 菅田 博文	テラル株式会社 代表取締役社長	広島
てしま りょうた 豊島 良太	鳥取大学 学長	鳥取
ほしもと かずひろ 橋本 和洋	株式会社 長府製作所 代表取締役社長	山口
ふくやま いわお 福山 巖	鳥取中央農業協同組合 代表理事組合長	鳥取
ふじた まさふみ 藤田 雅史	フジミツ株式会社 代表取締役社長	山口
ふるせ まこと 古瀬 誠	島根県商工会議所連合会 会頭	島根
みやさこ こうや 宮迫 恒也	農事組合法人 恵（めぐみ）代表理事	広島
やまね つねまさ 山根 常正	公益社団法人島根県観光連盟 会長	島根
ひらい しんじ 平井 伸治	鳥取県知事、中国地方知事会長	鳥取
みぞぐち ぜんべえ 溝口善兵衛	島根県知事	島根
いばら ぎりゆうた 伊原木隆太	岡山県知事	岡山
ゆきき ひでひこ 湯崎 英彦	広島県知事	広島
やまもと しげたろう 山本繁太郎	山口県知事	山口

(五十音順)

中国地方の地域・産業特性、創意を生かした

地域経済再生に向けて

経済再生、デフレからの脱却を目指して、安倍政権が発足してから一年が経とうとしている。この間、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の〈三本の矢〉により、経済再生に向けた諸施策が強力に推し進められ、我が国経済に明るい兆しが見え始めている。

しかし、その効果もまだ一部の分野、地域に留まり、中小企業や小規模事業者が多い中国地方は、景気回復の効果がまだ十分に及んでいない状況にある。

政府の経済政策による波及効果を地域に及ぼし、我が国全体の経済再生を進めていくためには、国と地方が連携して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて、積極的に取り組む必要がある。

中国地方は、全国的にも優れた産業集積を有するとともに、高品質な農林水産物や、歴史や自然に彩られた観光資源など、魅力的な地域資源が豊富に存在する。こうした多様な地域資源を有効に活用し、産業振興、観光振興に積極的に取り組むことにより、地域経済再生への道筋は確かなものとなる。

この度、地域の生の声を日本再興戦略の実行に反映させていくために官民一体となり、「地方産業競争力協議会」を中国地方にも設置し、地域の特性と創意を生かした戦略を策定し、その実現に向けて、総力を挙げて取り組むこととしている。

ついては、中国地方の取組が実効性あるものとなるよう、国においては、地方の声をよく聞き、地域の実情を踏まえた次の対策を緊急に講じるよう、強く要望する。

1 実効性ある経済政策パッケージの実施

中国地方においては、アベノミクス効果がいまだ十分に波及しておらず、依然として厳しい経済・雇用状況にある。

この状況から脱して成長に向かうためには、中国地方の強みである鉄鋼、化学等の基礎素材型製造業や輸送用機械等の加工組立型製造業をはじめとするものづくり産業による新たな成長分野（医療、環境・エネルギー、次世代自動車等）への新規展開、豊富な地域資源や地政的優位性を活かしたアジアへの展開などにより、新たな成長による需要と雇用を創出していくことが求められる。

については、次の項目を着実に進めること。

(1) 地域イノベーション創出に向けた経済対策

- ・「産業競争力強化法（仮称）」の早期成立・施行に努めること。
- ・ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の手続きの短縮や用途拡大などの拡充を図ること。
- ・創業サポーターによる専門アドバイスなど、創業環境整備を促進する財源措置を行うこと。
- ・「人材育成基金」や「地域産業人づくり基金」の創設を行うこと。
- ・地域コミュニティの中核的存在として大学等の機能強化を図るため、運営費交付金等基盤的経費を充実すること。
- ・日本で開発され、国際規格（ISO）に承認された唯一のプログラム言語である Ruby の活用に対する支援を行うこと。
- ・専門性のある目利き体制の構築による総合金融支援制度を創設すること。
- ・消費税引上げに伴い、経営に影響を受ける中小企業へのきめ細かな経済対策、企業支援策を実施すること。
- ・地域の産業を支える低廉かつ安定的な電力の供給確保並びに合理的かつ実現可能な中長期的エネルギー政策を策定すること。

(2) 規制・制度改革

- ・地方が提案する「地域戦略特区（仮称）」や、地域の特性を生かす「成長産業重点集積地域（仮称）」の制度を創設し、その指定を進めること。
- ・国の経済対策で設置した基金について、期間延長とさらなる要件緩和を行うこと。
- ・中小企業等に対する補助金のうち、国の出先機関が都道府県を介さず、直接交付しているものについては、地域の実情を踏まえた産業振興施策を充実する観点から、必要な財源を都道府県に交付し、都道府県事業に一元化すること。

- ・地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立を図るため、農地転用など、農地に関する事務・権限を地方に移譲するとともに、国の関与を排除すること。
- ・医療関連産業の集積に向け、医療機器製造販売業における「品質保証責任者」の資格要件緩和など、医療機器の迅速な実用化のための薬事法上の規制簡素化を行うこと。

(3) 税制措置

- ・企業の新規立地、設備投資、研究開発等に係る税制優遇措置を行うこと。
- ・企業の競争力強化のための法人税制のあり方について検討すること。その際には、地方の歳入に影響を与えないよう措置を講じること。
- ・企業立地補助金の益金不算入、生産性向上設備の取得に係る割増特別償却額の損金算入又は取得価額の一定割合の税額控除を認めるなど、地方分散を進める税制措置を行うこと。
- ・産学連携を促進するため、法人からの寄付金の全額損金算入を私立大学等へ拡大すること。

2 農林水産業への支援強化

中国地方は、多様な地域特性と関西や九州などの大消費地に近いという立地条件を活かし、多彩な農林水産業が展開されて全国に誇るブランドも形成されている。

一方で、中国地方は中山間地の耕地面積割合が68%と全国一高く、担い手不足や耕作放棄地の増加、零細経営等の厳しい現実もある。

については、農林水産業の競争力を強化し、併せて農山漁村の維持・活性化を図るため、地域の特性に配慮して、次の項目を着実に進めること。

- ・「日本型直接支払」の創設、「経営所得安定対策（米減反政策）」の見直しに当たり、経営基盤が脆弱な中国地方においても農業者が将来にビジョンを描け、農村地域が健全に維持・保全される制度を構築すること。
- ・農地を最大限効率的に活用でき、担い手が将来にわたり展望をもって意欲的に経営が行えるよう、地域の裁量に委ねた効果的な支援策を実施すること。特に農地中間管理機構については、国において十分な予算措置を講じ、県等の負担軽減を図るとともに、運用面への国の関与を最小限とすること。
- ・新技術の活用、異業種連携等により、農業にイノベーションを起こす6次産業化を着実に推進すること。
- ・農林水産物の輸出促進を目的としたHACCP基準を満たす施設整備への支援、産地

競争力を強化するための施設・設備導入への支援を拡充すること。

- ・ICTを活用した農業生産管理の高度化、水田の汎用化推進等、作目転換のための技術的・経済的支援を実施すること。
- ・産業振興と環境保全を両立させる循環型森林経営の確立を地域活性化の重要課題と位置づけ、木材価格が低迷する中で森林所有者の経営意欲を喚起する支援措置や林業・木材産業の成長産業化を実現するための必要な財源を確保すること。
 - ▶ 木材の生産・流通・加工施設の導入と集積、木材の利用拡大に中長期的かつ総合的に取り組むための基金の拡充を図るなど、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるための必要な財源の確保
 - ▶ CLT（直交集成板）等の高付加価値製品加工の技術開発、木質バイオマス発電や木質ペレットボイラー導入・普及に対する支援の充実・強化
- ・燃油価格高騰により厳しい状況にある漁業経営に対し、経営安定化のための総合的対策を実施すること。

3 観光分野への支援強化

観光は、経済波及効果が大きく、我が国の力強い経済を取り戻すための重要な成長分野である。

中国地方は、日本を代表する世界遺産や世界ジオパーク、歴史、文化、伝統が豊かな自然と融合し、国内外の人々を魅了する数多くの観光資源に恵まれている。

急速に成長するアジアをはじめ世界の観光需要を呼び込み、地域経済活性化につなげるため、次の項目を着実に進めること。

- ・地域の特色ある歴史、文化、景観、食等の資源を活用した観光商品づくり、広域観光ルート整備、受入体制整備等への支援を行うこと。
- ・地方への観光客誘致促進を図るため、世界遺産、世界ジオパーク等を活用した観光振興のための情報発信を積極的に行うとともに、チャーター便を含めた海外からの航空路・航路の充実に対する支援、情報インフラ（無料公衆無線LAN等）の整備に対する支援。
- ・消費税増税による観光マインド低下を招かないよう、観光推進PRをより積極的に行うとともに、増税に対する代替的な旅行喚起策を実行すること。
- ・地方への外国人観光客誘致に必要なCIQ体制整備、中国・ロシア等のビザ要件緩和を行うこと。
- ・旅館、ホテル等の耐震診断・耐震改修に係る事業者負担を軽減するための支援を行うこと。

4 インフラ整備及び地域間ネットワークの構築

中国地方の多様な地域資源を有効に活用し、地域経済を再生するためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の強化に資するインフラ整備及び地域間ネットワークの構築が不可欠である。

しかしながら中国地方には、依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在し、物流や観光振興等の地域経済活性化を図る上で大きなハンディキャップとなっている。

については、次の項目を着実に進めること。

- ・ ミッシングリンク解消のため、中国地方の高速道路の事業中区間の一層の整備促進、未事業化区間の早期事業化を図ること。
- ・ 地域高規格道路、主要国道・地方道の整備促進のための予算を確保すること。
- ・ 高速道路の料金制度は、全国共通の水準とするとともに、物流コストの低減や移動人口の増加に結びつく新たな料金制度の導入を図ること。また、利便性向上と渋滞緩和に資する簡易な「出入口」の増設を進めること。
- ・ 国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充並びに緊急かつ円滑な港湾整備の促進を図ること。
- ・ 「国際バルク戦略港湾」選定港の施設整備及び規制緩和を図るとともに「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置を拡充すること。併せて、備讃瀬戸など航路の航行環境の改善を行うこと。
- ・ 「日本海側拠点港」選定港の港湾機能の充実・強化を図ること。
- ・ 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を担う仕組みの創設や、地方が取り組む路線維持対策への支援を行うこと。また、羽田空港の発着枠見直しに際し、地方航空路線への優先配分を行うこと。特に代替高速交通機関が未整備な地域を優先すること。
- ・ 離島航路に対する補助要件の緩和や運賃低廉化のための支援事業を創設すること。

平成25年11月20日

中国地方産業競争力協議会

WELLCOM（ウェルコム）株式会社の米子市進出に係る調印式の開催について

平成25年11月27日

関 西 本 部
立 地 戦 略 課

WELLCOM（ウェルコム）株式会社（本社：東京都）が、業務拡大に伴い、米子市に事務センターを新設することとなり、これを支援する鳥取県及び米子市との間で協定書の調印式を行いました。

1 企業概要

- (1) 名 称 WELLCOM（ウェルコム）株式会社
- (2) 本社所在地 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー6階
- (3) 代 表 者 代表取締役社長 村田 峰人（むらた みねと）
- (4) 資 本 金 55,500千円
- (5) 従 業 員 数 421名（パート・アルバイトを含む）
- (6) 事 業 内 容 BPO業務、通信販売等の受注業務、人材派遣・秘書代行業務 など
※ BPO・・・ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略。業務の一部を外部委託すること。
- (7) 主な事業所 ゆいまーるコンタクトセンター（沖縄県沖縄市）
あばらぎコンタクトセンター（沖縄県宮古島市）

2 進出計画概要

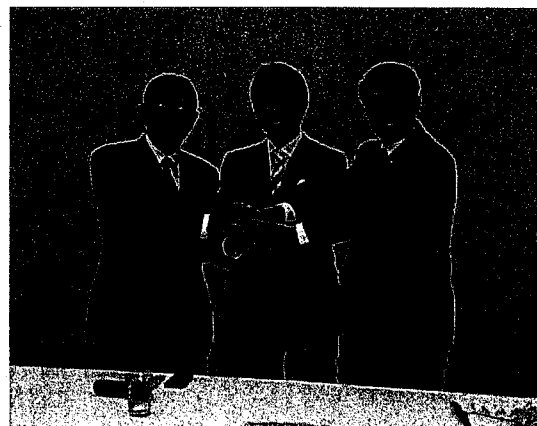
米子市のイオン米子駅前店4階に、新たな事務センターを開設する。

- (1) 開 設 場 所 米子市末広町311番地（イオン米子駅前店4階 812㎡）
- (2) 事 業 内 容 BPOセンター事業
・営業事務代行（見積書、請求書の発行代行等）、通信販売受注、データ入力業務など
- (3) 雇 用 計 画 約200人（うち正規雇用約40人）
・平成26年1月から段階的に採用予定
- (4) 操 業 開 始 平成26年3月（予定）

3 調印式

- (1) 日 時 平成25年11月6日（水）午後3時40分から午後4時30分まで
- (2) 場 所 米子全日空ホテル 飛鳥東の間
- (3) 出席者 WELLCOM株式会社
代表取締役社長 村田 峰人
米 子 市 長 野坂 康夫
鳥 取 県 知 事 平井 伸治
- (4) その他

取り交わした協定書の内容は次頁のとおりです。



協 定 書

WELLCOM株式会社（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び米子市（以下「丙」という。）は、甲の米子市への進出について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり米子市に事業所を設置するものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める事業所の設置及び操業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、従業員の採用に当たっては、米子市在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第4条 甲が別紙1のとおり米子市に事業所を設置することに対し、乙及び丙は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下総称して「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成25年11月6日

甲 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 WELLCOM株式会社 代表取締役社長 村田 峰人

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市長 野坂 康夫

(別紙1)

進 出 計 画 概 要

1 事業所の名称	WELLCOM株式会社 米子業務センター（仮称）
2 所在地	米子市末広町311番地
3 操業開始	平成26年3月（予定）
4 事業内容	BPO事務等
5 雇用計画	200名程度

(別紙2)

1 鳥取県の支援

- ・鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく支援
- ・働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領に基づく支援
- ・働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県大量雇用創出奨励金支給要領に基づく支援
- ・鳥取県企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金交付要綱に基づく支援

2 米子市の支援

- ・米子市情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助金交付要綱に基づく支援

株式会社源吉兆庵の鳥取市進出に係る調印式の開催について

平成25年11月27日

立地戦略課

株式会社源吉兆庵（本社：岡山県岡山市）が、新たな拠点設置に伴い、鳥取市に製造工場、物流センター等を新設することとなり、これを支援する鳥取県及び鳥取市との間で協定書の調印式を行いました。

1 企業概要

- (1) 名称 株式会社源吉兆庵
- (2) 本社所在地 岡山県岡山市北区幸町7-28
- (3) 代表者 代表取締役社長 岡田 拓士（おかだ たくし）
- (4) 資本金 9,800万円
- (5) 従業員数 2,200名（グループ全体）
- (6) 事業内容 高級和洋菓子の製造販売
- (7) 店舗数 370店舗（国内店舗349店舗、海外店舗21店舗）
※県内：鳥取大丸地階（9/4オープン）、米子高島屋地階
- (8) その他 鳥取米子大山工場は平成25年12月に操業予定。
※雇用者数：当初70名程度（将来的に155名を予定）

2 進出計画概要

三洋電機跡地に新たに製造工場、物流センター等を建設し、和菓子製造販売及び、新たな分野進出に向けた新商品の研究開発を行う。

- (1) 設置場所 鳥取市南吉方三丁目（三洋電機跡地（北側2ha））
- (2) 事業内容 和菓子製造販売、米菓に係る研究開発
- (3) 投資額 4,345百万円
- (4) 雇用計画 当初約105名／将来的に330名（予定）
- (5) 操業開始 第一期 平成27年3月／第二期 平成31年3月（予定）
- (6) その他 鳥取工場では米菓の研究開発を実施する。米菓では鳥取県奨励品種「きぬむすめ」を使用すると共に、「氷温技術」を一部活用した商品も開発予定。

3 調印式

- (1) 日時 平成25年11月19日（火）午前10時から午前10時45分まで
- (2) 場所 知事公邸 第一応接室
- (3) 出席者 株式会社源吉兆庵
代表取締役副社長 岡田 憲明
鳥取市長 竹内 功
鳥取県知事 平井 伸治
- (4) その他

取り交わした協定書の内容は次頁のとおりです。

株式会社源吉兆庵の鳥取市進出に係る
協定書調印式

平成25年11月19日

協 定 書

株式会社源吉兆庵（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鳥取市（以下「丙」という。）は、甲の鳥取市への進出について次のとおり協定する。

第1条 甲は、別紙1のとおり鳥取市に工場を設置するものとする。

第2条 乙及び丙は、前条に定める工場の操業が支障なく円滑に行われるよう、誠意をもって協力するものとする。

第3条 甲は、法令等の規定を遵守し、特に工場の運営等に当たっては、公害の発生防止と周辺環境の保全に努めるものとする。

第4条 甲は、従業員の採用に当たっては、鳥取市在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の人材確保に当たっては、誠意をもって協力するものとする。

第5条 甲が別紙1のとおり鳥取市に工場を設置することに対し、乙及び丙は、別紙2に掲げる支援を行うものとする。

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事業を実施する上で知り得た他の当事者の営業、人事、技術その他の業務上の機密（以下総称して「機密情報」という。）を保持するものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、機密情報を開示しようとする者があらかじめ書面により当該機密情報を保有する他の当事者の同意を得た場合は、この限りでない。

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

平成25年11月19日

甲 岡山県岡山市北区幸町7番28号 株式会社源吉兆庵 代表取締役副社長 岡田 憲明

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県知事 平井 伸治

丙 鳥取県鳥取市尚徳116番地 鳥取市長 竹内 功

(別紙1)

進 出 計 画 概 要

1 事業所の名称	株式会社源吉兆庵 鳥取工場
2 所在地	鳥取市南吉方三丁目
3 操業開始	平成27年3月(予定)
4 事業内容	和菓子製造
5 雇用計画	330名

(別紙2)

1 鳥取県の支援

- ・鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく支援
- ・鳥取県企業立地事業環境整備補助金交付要綱に基づく支援
- ・働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県正規雇用創出奨励金支給要領に基づく支援
- ・鳥取県企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金交付要綱に基づく支援

2 鳥取市の支援

- ・鳥取市企業立地促進要綱に基づく支援
- ・鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱に基づく支援

崎津工業団地の移管について

平成25年11月27日
財 政 課
立 地 戦 略 課

企業会計が保有している崎津工業団地を一般会計へ移管することに伴い、一般会計から企業会計に貸し付けている元金及び利息を償還免除することとしますので報告します。(実行は本議会に提出している関連議案が議決された後になります。)

1 一般会計に移管される崎津工業団地の概要及び移管理由

(1) 崎津工業団地

所 在	米子市葭津字中海ノ一2000番9～中海ノ九2000番67
敷地面積	24.5ヘクタール
帳簿価格	4,197,043千円
時 価	730,029千円

(2) 移管理由

- 平成24年度に土地の貸付を行った(株)鳥取米子ソーラーパークが、平成25年度中に太陽光発電を開始する予定であり、今後20年間は分譲等の事業活動ができないこと。
- 企業局は、活用委員会等を設置し幅広く他部局も含めて検討してきたが、有効活用策は見いだせておらず、貸付終了後は県全体として幅広く活用策を検討していくことが良策であると考えられること。
- 崎津工業団地は、土地価格の大幅な下落により、時価が帳簿価格を大幅に下回っており、地方公営企業会計基準の見直し(低価法の義務付等)に伴い、埋立事業会計で債務超過状態となる見込みであること。

2 一般会計側の処理及び貸付金の概要

(1) 一般会計側の処理

当該土地を時価額(730,029千円)で引き取り普通財産として管理するとともに、簿価と時価の差額に相当する貸付金(3,467,014千円)の償還免除を行うことにより、これまで当該土地の保有のため企業会計に貸し付けていた元金及び利息の全て(4,197,043千円)を消滅させる。

(2) 償還免除理由

貸付金は、企業局が崎津工業団地の保有に要する費用のために貸し付けられ、当該土地の分譲等によりその返済を期待されたものであることから、今回の土地移管によりその意義が失われるとともに、今後の返済が不可能になるため。

(3) 貸付金の概要 (元金及び利息の合計額 4,197,042,898円)

鳥取県営埋立事業会計の円滑な運営を図るため、米子市の崎津地区の用地取得に係る資金を企業局へ、一般会計から埋立事業会計に金銭貸借契約により貸し付けている。平成20年度埋立事業会計当初予算で平成19年度以降の利息を免除しており、その後も貸し付けに対する利息の免除を毎年実施している。

また、金銭貸借契約の貸付期間の延長の変更を毎年実施し、現在の契約期間は平成26年3月31日までとなっている。

3 参考(財政指標等への影響)

県内部の会計処理であり、起債等の対外的な債務に係ることはないため、資金不足比率、実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率等の財政健全化指標及び実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率等の決算指標には影響しない。

菅公学生服株式会社の大山町への進出について

平成25年11月27日
立地戦略課

スクールウェア等製造を行う菅公学生服株式会社（本社：岡山県岡山市）が、大山町内の旧大山電機工場にスクールウェア製造拠点を開設することになり、これを支援する鳥取県及び大山町との間で企業進出に係る協定書の調印式を下記のとおり行います。

記

1 企業概要

- (1) 名 称 菅公学生服株式会社
- (2) 本社所在地 岡山県岡山市北区駅元町15-1 岡山リットシティビル5階
- (3) 代表者 代表取締役社長 尾崎 茂
- (4) 資本金 1億円
- (5) 従業員数 2,605名（グループ全体：2013年7月末時点）
- (6) 事業内容 スクールウェアの製造販売（「カンコー」ブランド等）

2 立地計画概要

- (1) 設置場所 鳥取県西伯郡大山町所子105（旧大山電機工場）
- (2) 投資内容 スクールウェア製造工場の設置
- (3) 投資額 5億円（予定）
- (4) 雇用計画 当初50名程度（予定）（将来的に更なる雇用増も図る）
- (5) 事業内容 大山町内にスクールウェア製造工場を設置する。



【旧大山電機工場概要】

総敷地面積 12,173㎡
延床面積 2,998㎡

3 調印式

- (1) 日 時 平成25年12月4日（水）午前10時から午前11時まで
- (2) 場 所 知事公邸 第一応接室（鳥取市東町一丁目133）
- (3) 出席者 菅公学生服株式会社 代表取締役社長 尾崎 茂
大山町長 森田 増範
鳥取県知事 平井 伸治

とっとりバイオフィロントニアの指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年11月27日
経済産業総室
産業振興室

平成26年度からとっとりバイオフィロントニアの管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会での意見を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

(指名団体)

公益財団法人鳥取県産業振興機構（平成23年度～平成25年度までの指定管理者：1期）

(指名理由)

当該施設の管理運営にあたっては、単なる施設の貸し出しだけでなく、利用者の研究開発の支援や、産学官連携、人材育成等に取り組んでいくことが必要である。

同機構は、これまで県と連携してバイオ産業の振興に取り組み、県内企業の起業化支援、産学官のマッチング、人材育成等の実施により蓄えた知識・ノウハウ等を有しており、適切な管理運営が行われているため。

2 指定管理者が行う業務及び管理の基準等

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 公共料金の徴収、支払いに関する業務
- エ 利用者の総合支援に関する業務
- オ バイオ人材育成に関する業務
- カ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
(開館時間は午前9時から午後5時までより短くしないこと。休館日は土日祝日、年末年始よりも多くしないこと。利用料金は審査要項で示す金額を標準とすること。)
- イ 施設の利用許可・制限等は、とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) 組織及び人員の基準

- ア 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（施設長相当職）を1名配置すること。
- イ 業務の内容に応じて、必要な知識、資格、技能及び経験を有する者を配置すること。
なお、次の者については、施設への配置を義務付けるものとする。
 - (ア) 染色体工学技術を中心としたバイオテクノロジーに関する専門的な知識を有する者
 - (イ) 動物実験に関する実務経験、専門的な知識を有する者

(4) その他

- ア 遺伝子改変動物を使った実験、保管及び運搬が行われる施設において必要な安全管理体制を整備すること。
- イ 業務開始3年後に、業務内容の全部又は一部変更に伴う委託料額等の変更が生じる場合があること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額571,495千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、その2/3以内の額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 審査要項の送付 | 平成25年11月下旬～12月上旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 平成25年12月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の審査） | 平成25年12月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成26年1月上旬 |
| (5) 指定管理者の決定 | 平成26年3月中旬（2月議会で提案） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会が審査。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、商工団体関係者、試験研究施設関係者、商工労働部経済産業総室長〔計5名〕

(3) 審査基準

審査基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・サービスの向上策と利用促進に向けた取組 ・利用者の総合支援業務の考え方・内容 ・バイオ人材育成事業の考え方・内容 ○管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 ISO・TEASの認証 ○当該施設の管理運営状況の実績評価

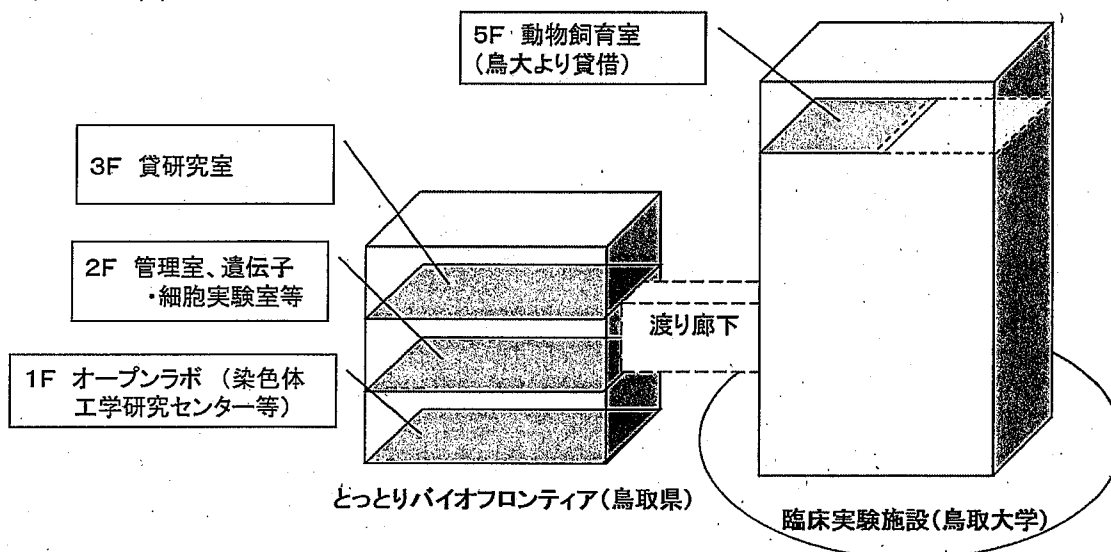
※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(参考) とっとりバイオフロンティアの概要

1 施設の概要

名 称	とっとりバイオフロンティア
所 在 地	米子市西町86番地(鳥取大学医学部敷地内)
設 置 目 的	バイオテクノロジーを活用した医薬、医療、食品等の産業(以下「バイオ産業」という。)における新技術の研究開発及び実用化、新製品の研究開発等を支援するとともに、バイオ産業に係る専門的な技術を有する人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積の形成及び活性化を図り、もって県内産業の振興に資する。
構 造	県立施設：鉄骨造 地上3階
建 築 面 積	県立施設：455平方メートル(延床面積 1,260平方メートル)
貸 借 施 設	鳥取大学臨床実験施設5階動物飼育室：157平方メートル
開 所	平成23年4月
主な施設内容	県立施設：貸居室4室、貸実験室4室、貸動物飼育室4室、共同実験室(遺伝子実験室1室、細胞実験室1室、機器分析室1室)、オープンラボ1室、研修室1室 鳥取大学臨床実験施設5階動物飼育室：動物飼育室2室、実験室1室

※イメージ図



2 入居状況

室名	機能	部屋数	入居者数	
3階	貸居室	事務室	4	4
	貸実験室	染色体工学を用いた遺伝子組換え実験が可能	4	4
	貸動物飼育室	染色体工学を用いた動物実験が可能	4	3
2階	共同実験室	遺伝子、細胞、動物を解析する共同利用実験室(大学・企業ともに利用可能) ○細胞実験室 ○機器分析室 ○遺伝子実験室	—	—
1階	オープンラボ	鳥取大学染色体工学研究センターが入居し、研究開発における密接な連携が可能	1	1
鳥取大学臨床実験施設 5階	動物飼育室	染色体工学技術を用いた遺伝子改変動物の作成・飼育や遺伝子組換え実験が可能です。	2	2

第14回GTI諮問委員会の参加結果について

平成25年11月27日
経済産業総室
通商物流室

第14回GTI(広域図們江開発計画、北東アジアでの政府間協力機構)諮問委員会がモンゴル・ウランバートルで開催され、当諮問委員会と北東アジア地方協力委員会(LCC)との合同会議に本県も参加した。本県からDBSフェリー航路及び境港のPRを行うとともにLCC第2回会議の2014年鳥取県開催に向け予算編成など必要な手続きや調整を進めていく旨の発言をした。

1 GTI第14回諮問委員会の概要

(1) 期 日 平成25年10月30日

(2) 場 所 モンゴル外務省会議室(ウランバートル)

(3) 参加者 GTI参加国中央政府(中国、韓国、ロシア、モンゴル)

LCC参加地方政府(鳥取県、吉林省、江原道、モンゴルスハートル県など8地方政府、本県からは商工労働部経済産業総室総室長網濱基他が参加)
輸出入銀行など民間協力機関

(4) 内 容

①諮問委員会での加盟国の合意事項等

○2016年までにGTIを独立した法人格に移行する計画。

○GTIの優先分野(運輸、貿易・投資、観光、エネルギー・環境)の事業進捗を承認し、継続的かつ具体的な成果を達成するために優先分野への協力を推進する。新たな協力分野として、GTI地域内で人と物を円滑に移動させる出入国手続きを改善する必要性を強調し、協力して解決方法を探ることに同意した。

○GTI事業の実質的な進展のためには民間部門、地方政府、国際組織間の密接な協力と調整が重要であり、2013年6月のGTIと国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が協力の覚書締結、2013年8月の北東アジア地方協力委員会(LCC)の創設、4カ国による北東アジア輸出入銀行(NEA EXIM)機関の発展など、パートナーシップの拡大に関する著しい発展を認める。

○第15回諮問委員会は2014年に中国において開催する。

②北東アジア地方協力委員会(LCC)との合同会議での本県の発言等

○網濱経済産業総室長を代表にオブザーバー参加した。北東アジア地方政府との合同セッションにおいて、環日本海国際定期航路を紹介し、当航路を活用した輸送ルートの確立には、地域内通関手続きの円滑化など環境改善が不可欠であると強調した。

○第2回地方協力委員会会議の2014年本県開催については、予算編成手続きを行いながらGTI事務局と調整を進めると発表した。

○GTI諮問委員長及び参加中央政府からは、来年のLCC第2回会議に鳥取県開催計画については、歓迎する旨のコメントがあった。

2 北東アジア地方協力委員会(LCC)第2回会議について

GTI地域やGTI関連事業に関する情報収集、人的ネットワークの構築、日本海を通じた物流、人流のソフトインフラ面での課題共有や境港、DBS、豊富な観光資源などを通じた本県の北東アジアゲートウェイとしてのアピール等を念頭に置きながら、今後予算編成の中で開催案を検討する。

・開催時期 平成26年夏から秋での開催を検討(GTI事務局と調整)

・予定行事 地方協力委員会会議、地方開発フォーラム

・主 催 鳥取県が主催、GTI事務局は共同主催者として企画・実施を支援

・参加者 中国、韓国、ロシア、モンゴル、日本の地方政府代表(知事・副知事級)等

・経費負担 行事開催経費及び宿泊費を除く滞在費、フォーラム講師等の招聘に係る経費は原則鳥取県が負担、GTI事務局の経費面での協力も可能とのことであり今後調整を行う。

<参考>

LCC第1回会議(吉林省、8月30日)において、LCC運営規則に従い次回LCC開催地は国家アルファベット順に従い本県開催について打診があったことから、今回のGTI諮問委員会で本県開催の意向を表明。

第1回会議(中国 吉林省)平成25年8月30日開催 以下予定

第2回会議(日本 鳥取県)、第3回会議(モンゴル)、第4回会議(韓国)

<参 考>

GTI (Greater Tumen Initiative) の概要

■GTIについて

【概 要】

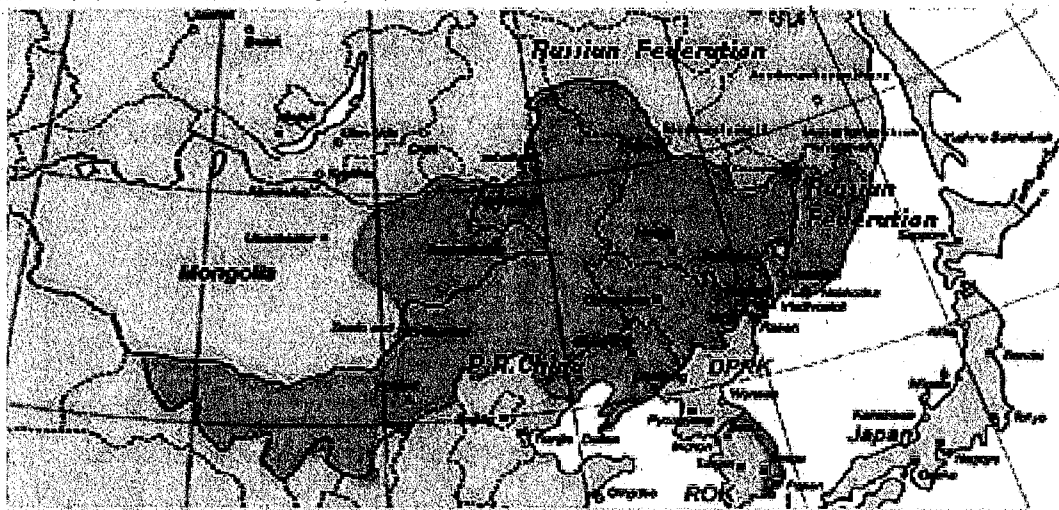
- GTIは、北東アジア地域における政府間協力機構でありUNDP (国連開発計画) が支援している。現在は中華人民共和国、大韓民国、モンゴル、ロシア連邦の4カ国が加盟している。
※北朝鮮は2009年11月に脱退、日本は加盟していない。
- 北東アジアにおける経済協力、平和と安定の醸成、持続可能な発展のための政府間プラットフォームであり、「運輸」、「貿易推進」、「観光」、「エネルギー」、「環境」の5分野をGTI 優先分野として、共同事業を通じて地域協力の強化を推進している。

【歴史的背景】

- 図們江は、朝鮮半島東北部と中国吉林省との国境を東に流れ、日本海に至る国際河川。歴史的に図們江は中国の日本海への出口であり、ロシア、日本、朝鮮半島間の貿易で繁栄した。
- 中ソ紛争により図們江を利用する中国の「出海」は閉鎖されたままとなったが、中ソ関係の正常化(1989年)、モンゴルの体制転換(1990年)、韓ソ国交正常化(1990年)、韓国・北朝鮮の国連同時加盟(1991年)など国際情勢の変動により、北東アジア地域経済圏の可能性を検討する議論が急速に台頭し始めた。
- 1991年、UNDP (国連開発計画) が「図們江地域開発計画(TRADP)」を発表。
- TRADPは、中国、ロシア、北朝鮮の3カ国が土地を共同提供し、関係国の資金協力により経済特別区を建設しようとするものだったが、北朝鮮とロシアが土地の賃借に反対し、関係国も膨大な開発費用の調達に懐疑的であったことから、関係各国が主導しUNDPが後方支援する枠組みへと変化した。
- その後TRADP参加国による協議機関が中心となって議論を深めた結果、2005年に計画対象範囲を拡大したGreater Tumen Initiativeへと発展した。

【広域図們江地域 (Greater Tumen Region)】

- 対象エリアは、中国東北3省 (吉林省、黒龍江省、遼寧省)、内モンゴル自治区、モンゴル東部、韓国東部沿岸地域、ロシア沿海地方。



Map of Greater Tumen Region

【GTI 戦略行動計画 (2012年～2015年) に準拠した戦略目標】

- 基本的な交通インフラ及びGTI地域の経済協力と発展をサポートするための主要な交通拠点の復興と建設を推進する。
- GTI地域の貨物と旅客の効率的な移動のための国境通過手続きの規制を緩和する。
- 貿易促進、GTI地域への民間投資誘致、公共と民間両部門への投資促進のための国際金融機関へのアクセスを改善するための良好な環境をつくる。
- GTI地域を世界的に魅力的な観光地に育成し国境を跨がる観光客の流れを増加させる。
- エネルギー政策をサポートするための効果的な制度メカニズムを確立し、エネルギー伝達と貿易への物理的な障壁の低減。
- 経済活動と環境保全を両立し持続可能な地域発展を促進する。 など。

【G T I 地域運輸戦略・アクションプラン（第3回G T I 運輸部会 2013年8月、ウジホストで採択）】

(1) G T I 地域運輸戦略の概要

□全体的目標

広域図們江地域における国際運輸回廊の活性化と推進を通じて費用対効果の優れた安心・効率的総合運輸ネットワークの開発を目指す。

□政策方針

○政策方針1：連結性

広域図們江地域における経済成長と持続的発展を実現するために、G T I 加盟国は相互利益の名目で連結性を強化する必要がある。

○政策方針2：交通基盤整備の改善支援

連結性の強化は、旅客と貨物が円滑に運輸回廊を通じて移動するための効率的・機能的な交通及び貿易基盤整備を要する。

○政策方針3：運輸回廊の機能を支援するソフトウェア

運輸回廊が機能するためには、基盤整備とは別に多国間合意による効率的な出入国規定と処理手続きが必要である。

○政策方針4：運輸回廊の管理

運輸回廊の開発の成功には確実な管理体系が不可欠である。ここで進める管理体系は3つの層で形成される。最上層は、運輸回廊の各事業を調整する国家・地域的組織で成り立つ。第2層は、事業の実施を確保するためにサブ回廊の管理に努める。第3層は、運輸回廊の性能を監視するための管理ツールを担当する。

○政策方針5：民間部門の参加

事業計画、資金提供、運営、監視など運輸回廊の開発に関わるあらゆる場面において民間部門の参加を奨励する。

(2) 中期アクションプラン（政策方針3に関する事業のみ抜粋）

- ・政策趣旨 運輸回廊が機能するためには、基盤整備とは別に多国間合意による効率的な出入国規定と処理手続きが必要である。
- ・目 的 出入国拠点における手続きの向上（特に中国—ロシア間）
- ・投資・事業内容
 - ・世界税関機構（WCO）に基づき、税関手続きの調和と簡易化を図る。
 - ・出入国拠点の受付時間を延長する。
 - ・一度で手続きを済ませられる電子窓口の導入を促す。
 - ・広域図們江地域における各国承認印を認める体系を設立する。
 - ・車両規定や保険制度について決定する。
- ・金 額 国家経費であるためG T Iとしては負担なし。
- ・期 間 2013年～2016年
- ・想定結果 各改善事項は相互貿易及び経済効果をもたらす。しかし、各事業に関する判断は国家レベルで行われるため、事業の実現は時間がかかると見込まれる。

■G T I 北東アジア地方協力委員会（LCC）について

【設立経緯】

○2010年9月第11回G T I 諮問委員会会合（吉林省・長春）

地域経済協力における地方政府の重要な役割が認識され、G T I 加盟国政府は北東アジア地方政府と連携し、新たな地方政府協力の枠組みを構築することに合意した。

○2011年9月地方政府代表者会議（江原道・平昌）

- ・参加9地方政府がG T I を前進させるためにG T I 地方協力委員会設立に合意した。
- ・同時期に開催された第12回G T I 諮問委員会会合にて、北東アジア地域経済協力と発展における地方政府参加の重要性を認識し、地域発展と繁栄に向けた中央政府と地方政府との間の相乗効果を構築するために、参加国政府はG T I 北東アジア地方協力委員会の設立を宣言した。（平昌宣言）
- ・本県から藤井副知事が参加し、鳥取県は地方政府サミット共同宣言文（2011年9月5日）に基づき、協力することを表明した。

○2012年11月GTI地方協力委員会準備会議（北京）

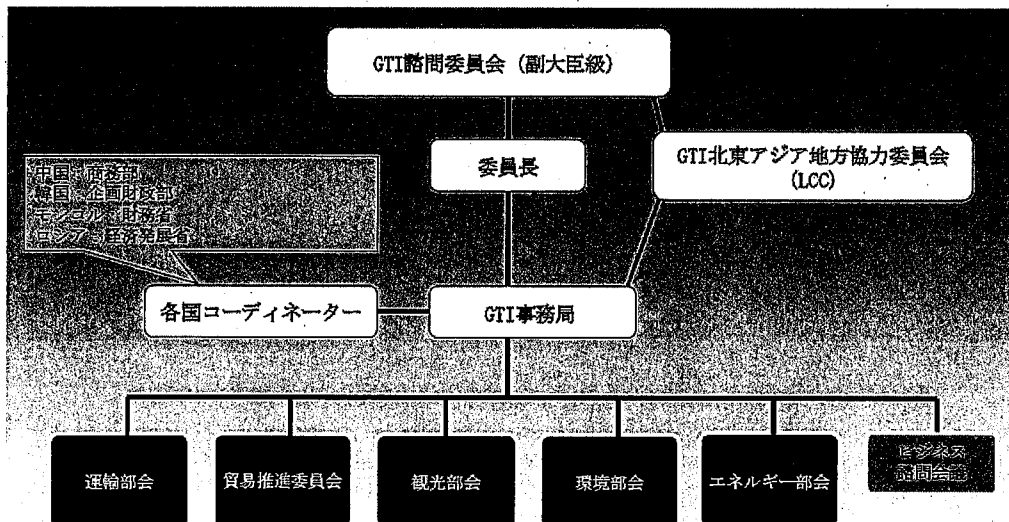
LCCの概要説明、LCCの基本的枠組み等についての意見交換を行った。

○2013年8月LCC第1回会議開催（吉林省・長春）

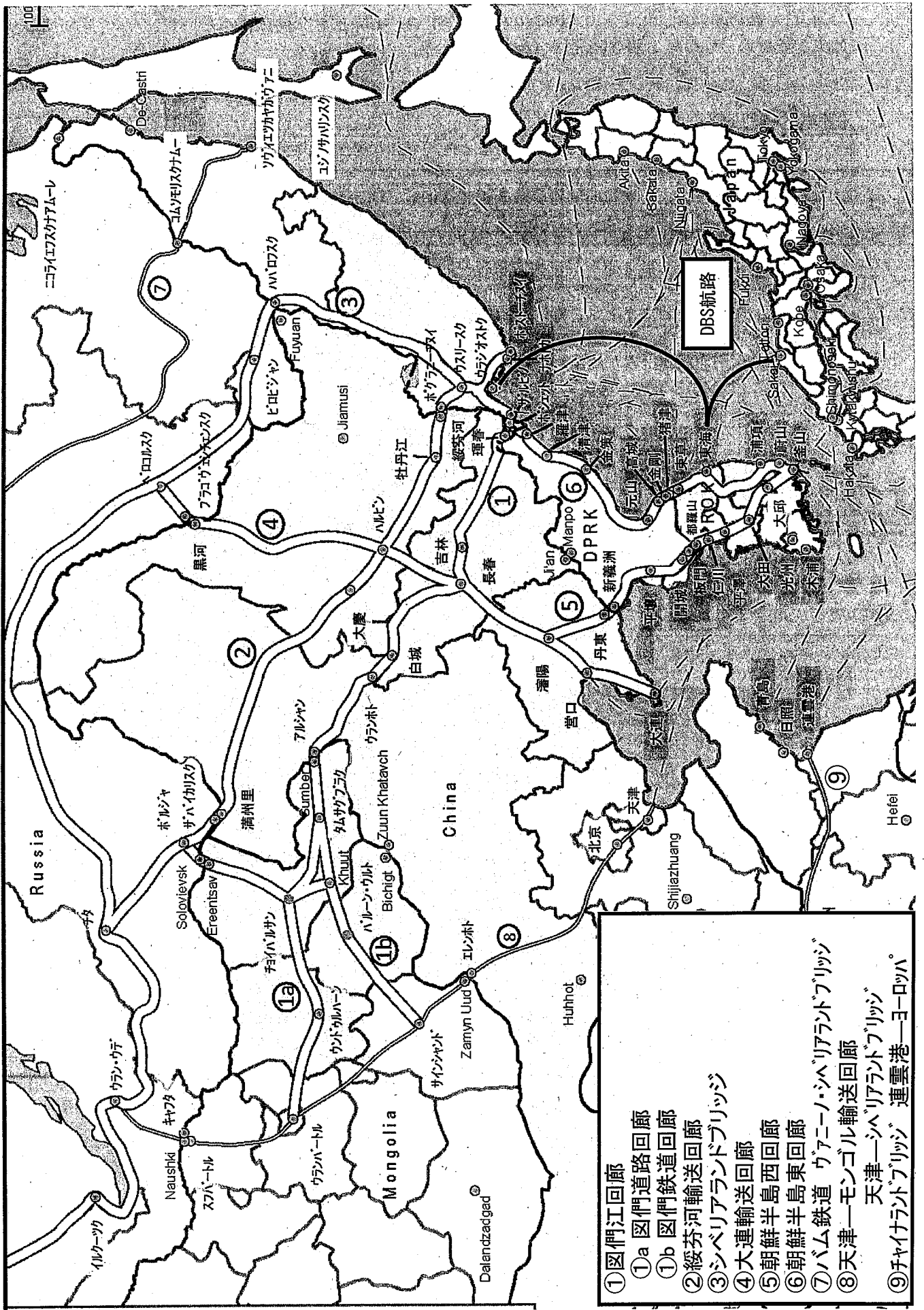
【基本的枠組み】

目 標	○広域図們江地域での相互繁栄と持続可能な発展を実現するために、北東アジア地方政府間の経済協力を推進する。
主 な 機 能	○地方、中央政府間の政策調整を強化し、地方と中央の開発戦略のシナジー効果を推進 ○相互利益が生じる共同事業を実施 ○地方経済と地域開発に対する情報交換 など
原 則	○拘束力の無いパートナーシップ・ネットワーク。会員の公平性、多様性、主権を尊重する。 LCCは北東アジア地方政府のボランティア参加を奨励する。
優先協力部門	○LCC会員政府の共通利害と地域の経済発展目標を反映するもの。 地域間アクセスと輸送回廊の開発、投資・貿易推進、観光協力等に集中する。
会 員 制 度	○中、蒙、韓、露、日と北朝鮮の地方政府、特に広域図們江地域に近い地域で構成する。 ※北朝鮮は参加対象地域に含まれるが、GTI事務局としては北朝鮮の参加を積極的には求めない方針。 ○入会は省（県）レベルの地方政府に限定され、GTI諮問委員会の合意により加入承認。 ○GTI非参加国の地方政府、民間の国際・地方組織は会員もしくはオブザーバーとしてLCC事業に参加可能とする。
運 営 と 構 成	○議長は会議開催地方政府の輪番制とする。 ○LCC共同事業の支援のため輪番制によるGTI事務局への地方政府職員派遣を奨励する。
LCC会議	○毎年会員地方政府が輪番開催（国のアルファベット順）、会議開催地方政府が費用を負担する。 ○GTI諮問委員会とLCCとの合同会議により、地方と中央政府とが協力・調整する。
資 金	○GTI事務局がLCC事務局を兼務し、GTIが事務局運営費用を負担する。 ○地方間協力事業資金の調達のため「北東アジア共同地方基金」を参加地方政府の同意の下で設立することも可能とする。

【組織図】



広域図們江地域の輸送回廊(環GTR回廊)



- ① 図們江回廊
- ①a 図們道路回廊
- ①b 図們鉄道回廊
- ② 綏芬河輸送回廊
- ③ シベリアランドブリッジ
- ④ 大連輸送回廊
- ⑤ 朝鮮半島西回廊
- ⑥ 朝鮮半島東回廊
- ⑦ バム鉄道 ウァーニ・シハリアントブリッジ
- ⑧ 天津—モンゴル輸送回廊
天津—シハリアントブリッジ
- ⑨ チャイナランドブリッジ 連雲港—ヨーロツハ

第18回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット 及び関連事業の開催結果（経済関係）について

平成25年11月27日
経 済 産 業 総 室
通 商 物 流 室

ロシア沿海地方ウラジオストク市において、第18回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット及び関連事業が開催され、経済関係については次のとおり意見交換や合意がなされました。

1 サミット本会議の概要

- (1) 日 時 平成25年10月30日（水）10:00～12:00
- (2) 場 所 極東連邦大学キャンパス（沿海地方ウラジオストク市ルースキー島）
- (3) 参加者 鳥 取 県 平井伸治知事
沿海地方 ミクルシェフスキー・ウラジミール知事
吉 林 省 巴音朝魯（バーインジャオルー）省長
中 央 県 ドルジ・バヤルバト知事
江 原 道 金尚杓（キム・サンピョ）副知事
- (4) 結果概要

- (ア) 北東アジア地域の交通網の維持・発展について各地域が協調して推進していくことで一致し、交通網の維持・拡充が観光分野をはじめとした経済発展の基盤であるとの認識のもと、境港－東海－ウラジオストクを結ぶ環日本海定期貨客船や定期航空路線など本サミット参加地域を繋げている既存の全ての交通路線の維持・発展のために協力し、最大限の努力を行うことで一致した。
- (イ) 併せて、来年鳥取県で開催予定のG T I（広域圏門江開発計画）地方協力委員会の第2回会合に向けた各地域の連携強化について一致した。
- (ウ) 本会議の成果として、共同宣言文に署名が行われた（別添参照）

2 二地域間首長会談の概要（経済関係）

- (1) 日 時 平成25年10月31日（木）10:00～12:00
- (2) 場 所 沿海地方行政府
- (3) 結果概要

(ア) ミクルシェフスキー沿海地方知事との会談

- 平井知事から「両地域間を直接結ぶ唯一の航路である環日本海定期貨客船を活用した両地域の更なる経済発展を図るため、タスクフォースの設置などの取組の推進及び医療分野をはじめ青少年・文化など幅広い交流を推進していきたい」と呼びかけた。
- ミクルシェフスキー知事は「貿易促進のため現在抱えている課題をはじめ沿海地方として取り組みたい」と述べるとともに、「今後の交流拡大について同意し、環日本海定期貨客船航路の維持・発展、利用促進に向けて両地域で具体的な作業を行いたい」と述べた。

(イ) 金尚杓（キム・サンピョ）江原道副知事との会談

- 平井知事から、「今月19日に米子市で崔文洵（チェ・ムンスン）江原道知事と協議し、両地域の交流基盤である環日本海定期貨客船航路の運航に対して両地域でサポ

ートすることで合意した。先刻、沿海地方知事もサポートに同意したところであり、3地域共同での体制づくりをしたい」と述べた。

○金尚杓副知事は、「環日本海定期貨客船に関して沿海地方とも連携しながら実務的な取組を進めたい」と述べた。

(ウ) 巴音朝魯（バーインジャオル）吉林省長との会談

○平井知事から、「環日本海定期貨客船は鳥取県、江原道、沿海地方を結ぶルートとして定着しているが、これを貴省と結びつくように協力関係を強化していきたい」と述べた。

○巴音朝魯省長は、「経済貿易の関係を強めて協力を推進し、相互の優劣を補完し合い、共同发展を図ること」を、今後の交流発展の一項目として述べた。

2 サミット経済協議会の概要

(1) 日時 平成25年10月30日（水）10:00～12:00

(2) 場所 極東連邦大学キャンパス（沿海地方ウラジオストク市ルースキー島）

(3) 参加者

○ロシア沿海地方：アクションノフ・アンドレイ沿海地方行政政府投資誘致局長ほか

○韓国江原道：オム・グァンヨル韓国貿易創業研究院長ほか

○中国吉林省：ツイ・ジュン吉林省経済合作局副主任ほか

○モンゴル中央県：ニヤムドルジ・ナンビージャム中央県官房長官ほか

○鳥取県：吉川寿明商工労働部経済産業総室通商物流室長ほか

(4) 議題 「北東アジア地域における投資誘致の先進的事例」

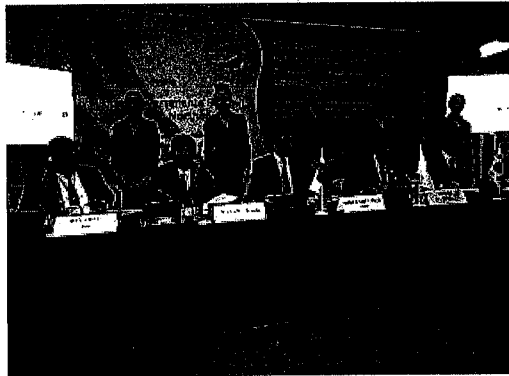
(5) 結果

○経済協議会の結果

本県からは、環日本海定期貨客船航路の運航状況及びトライアル輸送の状況・改善点、交流地域との経済交流の状況及び展望（GTI地方協力委員会、各地域における商談会など）及び鳥取県経済再生戦略について述べた。その上で、交流地域が、それぞれの産業を発展させ人材育成に力を入れ、それらが「交流の輪」によって「つながる」ことが、北東アジア地域の経済発展に資する旨提案した。

○各地域の発言のポイントは以下のとおり

- ・沿海地方：APEC2012以降の投資プログラム及び環境整備状況の紹介
- ・吉林省：北東アジア地域の相互繁栄のため図們江地域を国境を超えた経済特区にする必要がある旨提案
- ・江原道：環日本海定期貨客船の果たす役割、江原道の投資環境整備の紹介
- ・中央県：農畜産物に対する投資（農業生産、乳製品及び肉製品）の紹介



交流五地域共同宣言文署名式



沿海地方知事との二地域間会談

第 18 回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット

共同宣言文

日本国鳥取県知事 平井伸治、ロシア連邦沿海地方知事 ミクルシェフスキー・ウラジーミル、中華人民共和国吉林省長 巴音朝魯、モンゴル国中央県知事 ドルジ・バヤルバト、大韓民国江原道副知事 金尚杓は、2013年10月30日にロシア連邦沿海地方において開催された「第18回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」において、友好的で実務的な雰囲気の中で、本サミット参加者及び各地域の相互協力及び友好関係を積極的に発展させることを目指し、地域の共同繁栄のために幅広い意見交換を行い、次の事項について合意した。

1. 各地域は、北東アジア地域間のあらゆる交流の発展・拡大のために本サミットの肯定的な意義を評価し、相互協力しながら、安定した社会・経済及び環境に配慮した地域発展のために連携を継続する。各地域は、経済協力の促進を目指し、貿易・経済関係組織の連携を強化させ、地域発展への対策を講じながら、投資及び貿易・経済協力の強化とこの協力関係を新しい水準に引き上げるように支援する。
2. 各地域は、観光分野の発展が北東アジアにおける文化、実務取引、経済交流を強化させることになるとの認識のもと、本サミット参加地域の観光の魅力を高めることを目指し、努力する。特に、エコツーリズム、サイクリングなどのスポーツツーリズム、医療ツーリズム等の地域の特徴を活かした体験型の観光地づくりを目指して、観光資源に関する宣伝・情報発信活動を行い、提供する観光サービスの質を向上させ、滞在中の外国人観光客の安全性を高め、外国人観光客の増加のために必要な対策を実施する。
3. 各地域は、交通網の維持・拡充が観光分野をはじめとした経済発展の基盤であるとの認識のもと、境港―東海―ウラジオストックを結ぶ環日本海定期貨客船や定期航空路線など本サミット参加地域を繋げている既存の全ての交通航路の維持・発展のために協力し、最大限の努力を行う。また、交通網の活性化を阻害する問題点を解決するために共同で努力する。更に新しい航路を開発することにより、交通網の拡大に努力するとともに、交通航路の機能のために必要な交通インフラの発展を支援する。
また、GTI 地方政府協力委員会の枠組みを活用しながら、2014年に鳥取県で開催する第2回会合に向けた準備、協力を推進し、北東アジア地域内の物流及び観光客往来の円滑化に向けた取組の連携を強化する。
4. 各地域は、北東アジア地域内の環境保護に対する共同貢献を目指し、生物多様性の保全、廃棄物の処理、大気環境の保全、及び相互に関心を有するその他の環境保護の分野に対する民間投資の誘致に係る情報交換を継続する。

5. 各地域は、それぞれの地域で開催される国際事業の開催を歓迎し、積極的な支援を行う。
- ・2013年から2017年までウラジオストク市で開催する太平洋国際観光展（PITE）、国際環境フォーラム「国境なき自然」
 - ・2014年に鳥取県で開催する全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会、2021年の関西広域連合での開催を招致している国際総合競技大会 WMG（ワールドマスターズゲームズ）
 - ・2014年に吉林省で開催する第10回中国－北東アジア博覧会、北東アジア諸国観光団体フォーラム
 - ・2014年に江原道平昌郡で開催する第12回国際連合生物多様性条約に関する締約国会議（CBD COP）、2014年に江原道江陵市で開催するGTI国際貿易・投資博覧会
- 各地域は、予定されている事業が成功裏に開催されるように可能な限り努力する。
6. 各地域は、科学、文化、スポーツ、教育、医療分野における国際交流・協力を支援し、二地域間及び多地域間の交流プログラムを拡大する。
7. 次回サミットは、モンゴル国中央県で開催する。

この共同宣言文は、日本語、ロシア語、中国語、モンゴル語、韓国語でそれぞれ作成し、各地方政府が各1部を保管する。

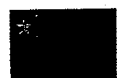
2013年10月30日



日本国鳥取県知事



ロシア連邦沿海地方知事



中華人民共和国吉林省長



モンゴル国中央県知事



大韓民国江原道副知事

平井 伸治

[Handwritten signatures in Russian, Chinese, Mongolian, and Korean]

タイにおける知事トップセールスの結果概要について

平成25年11月27日
 経済産業総室通商物流室
 国際観光推進課
 交流推進課・交通政策課

平井知事、野田県議会議長及び県内企業等がタイのバンコク都を訪問し、鳥取県東南アジアビューローの開所、タイ工業省とのMOU（覚書）の締結、バンコク鳥取フェアの開催及び観光・航空関係者等への知事トップセールス等を行いました。

1 知事日程

日付	日 程
11月11日(月)	バンコク着 バンコク鳥取フェアでの販売促進 バンコク鳥取フェア出展企業及びバイヤーとの意見交換会 【バンコク都内泊】
11月12日(火)	鳥取県東南アジアビューロー開所式 鳥取県経済団との意見交換会 タイ工業大臣表敬及びMOU締結 鳥取県のタベ in バンコク 県内現地進出企業との意見交換会 【バンコク都内泊】
11月13日(水)	アジア・アトランティック航空訪問 JTBタイランド訪問 日本政府観光局バンコク事務所及び旅行会社等との意見交換会 デジタルハリウッド大学バンコク校及び米子校の提携式 在タイ日本国大使館訪問 タイ旅行業協会長との意見交換会 【バンコク都内泊】
11月14日(木)	バンコク発

2 訪問団

平井伸治知事、野田修議長、県内企業（機械、電機、食品加工、農事組合法人等）、鳥取県産業振興機構等

3 各訪問先での概要

(1) バンコク鳥取フェアでの販売促進

- 鳥取県産食品の消費拡大につなげるため、農事組合法人広岡農場、株式会社越河など県内7事業者は11月8日から14日までの7日間、バンコク都のエンポリウム・デパートメントストアで鳥取フェアを開催した。11日には平井知事や野田議長が、鳥取県産の梨（王秋、新興梨）、リンゴ、白ネギ、カニ加工品、日本酒、スイーツなどがずらりと並んだ会場にかけつけ販促活動を行った。
- フェア会場では鳥取県出身で現在バンコク在住の漫画家、正善（しょうぜん）みぎわ氏による「似顔絵コーナー」を設け、好評を得るなど本県のPRに一役買った。平井知事はバンコクの百貨店食品モール統括マネージャーと面談し鳥取県産品の継続販売、取扱品目の拡大を要請した。
- 平井知事がトラベル・チャンネル（地元ケーブルテレビ）の番組取材に対して、物産や観光の魅力をアピールした。

(2) 鳥取県東南アジアビューロー開所式

- バンコク都シーロム地区チャーン・イサラタワー7Fに委託方式による鳥取県東南アジアビューローを開所するに当たり、鳥取県知事、在タイ日本国大使館、県内企業等約30名が参加するなか開所式を行った。知事はアセアン市場における、鳥取県の企業の販路・受注拡大に向けた支援を積極的に進めたいとビューロー設置の目的を強調した。
- 引き続き、事務所看板の除幕式、テープカットなどが行われ、ビューローの執務室、会議室などを参加者や現地報道陣に公開した。
- ビューローの会議室では、知事、県議会議長、鳥取県内企業及びビューロー受託企業が今後の東南アジアビューローの役割や活用方策等について意見交換を行った。

(3) タイ工業大臣表敬及びMOU締結

- 鳥取県とタイ工業省とは、双方の中小企業の技術のマッチングや人材育成をはじめとした経済・産業分

野における緊密な関係の確立など、今後の相互利益のための連携強化を目的として、タイ工業省にて、「タイ王国工業省と日本国鳥取県庁との間の協力に関する覚書（MOU）」の調印式を行った。

- ・調印は、プラスト・ブンチャイスック工業大臣との意見交換の後、大臣立ち会いのもと平井知事とアンチャカー・シーブンルアン産業振興局長との間で結ばれ、県からは経済界を代表して県内企業3社（気高電機㈱、㈱鳥取メカシステム、寿製菓㈱）の代表とタイ進出済みの県関連企業1社（ダイヤモンド電機㈱）の現地代表、鳥取県産業振興機構が立ち会った。

(4) レセプション「鳥取県のタベ in バンコク」

- ・タイ工業省産業振興局長をはじめとするタイの政府関係者、スコートイ県のパンシリ自治体長、在タイ日本大使館公使、企業関係者、現地旅行会社、日本食材バイヤーら約170人を招き、鳥取県東南アジアビューロー開所記念レセプションをバンコク都内のホテルで開催した。
- ・タイ工業省アンチャカー・シーブンルアン産業振興局長は「今後タイと鳥取県の企業の連携に力を入れたい。鳥取県は鳥取砂丘、大山など自然が豊かで漫画も有名。」とあいさつした。
- ・レセプションでは鳥取県産のスパークリングワイン、日本酒を提供したほか、鳥取県の観光紹介、まんが、鳥取県食材の紹介などを行った。特に鳥取県産の白いか、ねばりっこを使ったお好み焼き、べにズワイガニ、ねばりっこを使った「カニのねばりっこ揚げねぎあんかけ」が好評を博すなど県産食材のPRにも重点を置いた。
- ・タイ進出済みの県内企業のタイ工業省との人脈形成、鳥取県東南アジアビューロー開設を参加者に対し広くPRする機会となった。

(5) アジア・アトランティック航空訪問

- ・平井知事から鳥取の自然、食、まんがなどの概要説明と併せ、12月のスカイマークの新規就航など直近の県内航空情報を提供し、タイから鳥取への観光誘客やチャーター便の可能性について意見交換を行った。
- ・先方からは、スカイマークの成田米子便を活用したタイからの旅行商品造成を検討したいとの意向が示されるとともに、チャーター便の可能性を含め、今後連携して検討したいとの積極的な提案がなされた。

(6) JTBタイランド訪問

- ・平井知事から鳥取の自然、食、まんがなどの概要説明と併せ、12月のスカイマーク新規就航など直近の県内航空情報を提供し、タイから鳥取への観光誘客について意見交換を行った。
- ・先方からは、タイからの旅行商品造成を積極的に検討したいとの意向が示された。

(7) 日本政府観光局バンコク事務所及び旅行会社等との意見交換

- ・タイからの訪日観光客の動向等について、情報交換を行うとともに、鳥取県への送客への協力について依頼した。

(8) デジタルハリウッドバンコク校・米子校の調印式

- ・デジタルハリウッドSTUDIO米子を運営する(有)クレイドの平尾代表取締役とデジタルハリウッド タイランド(株)の小林代表取締役兼CEOが、受講生の国際交流や能力向上、タイから鳥取県への観光誘客等に寄与する活動を行うことを目的として、平井知事立ち会いのもと、調印式を行った。

(9) 佐藤重和(さとうしげかず)タイ王国駐劄特命全権大使表敬訪問

- ・平井知事から、佐藤大使に対し、このたびの鳥取県東南アジアビューローの開所、タイ工業省と鳥取県との覚書の締結、物産フェアの開催、観光客誘致に向けた関係先訪問及び観光PRなどの取組を紹介し、大使に今後の支援について要請した。
- ・佐藤大使から、タイ人の訪日旅行、名探偵コナンをはじめとするアニメなどポップカルチャーや果物等の嗜好について説明があり、まんが王国などタイ人が親しみやすいものを活かした観光案内の充実が重要であるとの説明があり、平井知事より、鳥取県の交流支援について要請した。

(10) スティボン・プアンピポップ・タイ旅行業協会長との意見交換

- ・平井知事から鳥取の自然、食、まんがなど観光の他、関西、羽田及び仁川へのアクセス、12月のスカイマークの新規就航など鳥取県について説明を行うとともに、タイから鳥取県への観光誘客について協力を依頼した。
- ・先方から、鳥取への送客に向けて協力していくとの意向が示され、鳥取県の観光地等のタイの旅行者による視察を、早ければ1月上旬にも行う方向で一致した。

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON PARTNERSHIP

Between the Ministry of Industry, Kingdom of Thailand
And the Tottori Prefectural Government, Japan

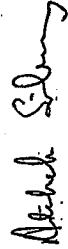
This Memorandum of Understanding (MOU) defines an arrangement between the Ministry of Industry (MOI), Kingdom of Thailand, being represented herein by Mrs. Atchaka Sibunruang, Director General of the Department of Industrial Promotion, MOI, and the Tottori Prefectural Government, Japan, being represented herein by Mr. Shinji Hirai, Governor of Tottori Prefecture.

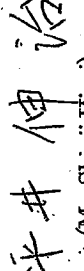
Both Parties hereto desire to enhance a closer communication channel for the mutual benefit of Thailand and Japan, and will cooperate with each other in promoting partnership between SMEs in Thailand and in Tottori Prefecture. The Parties have reached the following understanding:

1. Both Parties will jointly support SMEs in Tottori Prefecture, Japan, and Thailand to expand new global business.
2. Both Parties will exchange information or views and perform activities agreed in order to establish close relations in the economic sector such as business exchange programs, promotions of industrial cluster linkage for supporting each other so called "Otagai Business concept", seminars, exhibitions, meetings, etc.
3. The liaisons of both sides will be appointed for implementation of this MOU. Department of Industrial Promotion will be appointed as the liaison body for MOI side and Industry and Labor Department of the Tottori Prefectural Government will be appointed as the liaison body for Tottori side.
4. This MOU is neither intended to constitute a treaty or a contract nor to be construed as creating a contract or deemed to be a contract of any nature. This MOU does not create any legal obligation or binding commitment on either of the Parties.
5. This MOU will become effective when signed by both Parties and will continue to be in force until terminated by prior written notice of at least thirty days from one Party to the other. Amendments to this MOU will only be made by mutual agreement of both Parties; and
6. This MOU has been executed by the duly authorized representative of MOI and the Tottori Prefectural Government on the day of 12th November, 2013 in two copies in English.

For the Ministry of Industry

For the Tottori Prefectural Government


(Mrs. Atchaka Sibunruang)
Director General of
Department of Industrial Promotion,
Ministry of Industry


(Mr. Shinji Hirai)
Governor of the Tottori
Prefectural Government

協力に関する覚書

タイ王国工業省
日本国鳥取県庁との間で

この覚書(MOU)は、アンチャカー・シブンルアン産業振興局長を代表とするタイ王国工業省(MOI)と、平井伸治鳥取県知事を代表とする日本国鳥取県庁との間での取り決めを定義する。

両当事者は、タイ、日本相互利益のための緊密な連絡手段を強化することを望み、タイと鳥取の中小企業間の連携促進においてお互いに協力する。当事者は以下の合意に至った。

- 1 両当事者は新規グローバル事業を拡大するため、日本国鳥取県とタイの中小企業を共に支援する。
- 2 両当事者は情報、意見を交換し、ビジネス交流プログラム、相互に助け合う、いわゆる「お互いビジネスコンセプト」という産業クラスター連携の促進、セミナー、展示会、会議等の経済分野における緊密な関係を設立するために同意した活動を実施する。
- 3 この覚書の実施には、両当事者側の連絡窓口が任命される。タイ工業省産業振興局がタイ工業省側の窓口として、鳥取県商工労働部が鳥取県側の窓口として任命される。
- 4 この覚書は条約もしくは契約を構成するものではなく、契約またはそれに類するとみなされるものを設立するものとして解釈されるものでもない。
この覚書はどちらの当事者にも法的義務もしくは拘束力のある確約を作成するものではない。
- 5 この覚書は両当事者の署名を以って有効となり、当事者がもう一方の当事者に対して少なくとも30日前に書面で通知することで終結するまでは効力が継続する。この覚書の修正は両当事者相互の同意によるのみなされる。
- 6 この覚書は2013年11月12日にタイ工業省と鳥取県の正式に承認された代表者によって、英語にて2通施行されている。

工業省

鳥取県庁

アンチャカー シブンルアン
産業振興局長

平井伸治
知事

県産品の利用促進(とっとり県産品登録制度)について

平成25年11月27日
食のみやこ推進課

鳥取県産業振興条例の制定を受けて取り組んでいる県産品の利用促進について、以下のとおり県産品登録制度の運用を開始します。

1 目的

- 県産品を県内外に広く紹介し利用を促進することにより、県内産業の振興に寄与する。
- 特に県内での認知度向上により、県産品を愛用し県内事業者を応援する機運の盛り上げを図る。

2 とっとり県産品登録制度について

○登録基準

- ・県内の地域産業の振興につながると認められる製品であって、県のイメージを損なわず、公序良俗に反しないもの

【県産品とは】

県内において生産若しくは製造加工された産品又は県外において生産若しくは製造加工された産品であって産品を特徴づける材料等が県内で生産されているもの。

○対象商品例

- ・LED照明、防災無線システム、塩サバ等

○登録の期限 5年間

○登録県産品(事業者)への支援

- ・商品、包装資材、広告等に活用可能な登録マークを提供する。
- ・県ホームページ、イベント等でPRを行う など

○申請者の要件

- ・消費者への信用を失墜するような法令違反を行っていないこと。
- ・消費者からの意見・問合せ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。

3 登録マークについて

- 県内のデザイン会社でコンペティションを実施し、とっとり県産品利用促進協議会においてデザイン案を選定した。

- 選定されたデザイン案をもとにデザイン及び色の複数のバリエーションを作成した。

【基本デザインの例】



【コンセプト】

- ・「鳥」の漢字を軽やかに表現し、国内外に鳥が羽ばたく姿をイメージしたデザイン。
- ・海外へのPRも視野に入れ、「TOTTORI」、「JAPAN」の文字を使用した。
- ・本県由来の「物」であること、その産品に「物語」があることを強調した。

4 今後の予定

平成25年12月2日～ 募集開始

※登録商品が一定数に達した時点で第1回登録証交付式を開催する。

【とっとり県産品利用促進協議会】

- 事務内容 県産品の普及・情報発信、登録制度の評価や改善等に関すること。
- 構成メンバー 県、(公財)県産業振興機構、(地独)県産業技術センター、県商工会連合会、県商工会議所連合会、消費者団体の代表者及び編集・デザイン業務経験者
- 開催回数 年2回程度

【これまでの経過】

- 平成23年12月27日 鳥取県産業振興条例公布施行。
- 県庁内に推進体制[官公需部会、補助金部会、県産品利用促進部会]を設置し、県産品利用促進部会として取組を開始。
 - ・県産品の紹介・利用推進による消費拡大・販路拡大
 - ・学校給食等での県産品利用促進(これまでの地産地消の取組に加え、県産品の利用を促進する。)
- 平成25年7月26日 平成25年度第1回とっとり県産品利用促進協議会開催(制度要件の協議)。